

3. 課題への接近方法

今までの多くの著述、報告は、いろいろの立場から、つまり社会学者は社会学的に、民俗学者は民俗学的に分析を行なっているが、それぞれの立場とも、長所と欠陥があり、このため山村の実態が調査者の種々異なる観点からの分析にとどまり、山村の実態、特に婦人の地位、婦人労働の実態については明らかにされていいるとはいえない。

また、かっての報告で明らかにした「山村における家族構成の変化について」⁵⁾は、宮崎県諸塙村の事例から、「オンジ」「オンバ」を労働力とする自然経済下の焼畑労働から、商品経済に移った過程をみたが、家族構成のあり方は、経済発展に強く影響され、特に山村においては林野利用の発展のあり方に規制されると思われる。

したがって、本研究においては、林野利用と経済発展との関係から、婦人労働の変化を山村（部落）の社

会構造との関係において明らかにし、その類型化を行なって、山村における婦人の位置と生活構造との関係を究明したい。

今までの著述、報告類を再検討するとともに、現地調査によって補って行きたいと考えている。

- 1) 瓜生恵美子：「山村農林業における婦人労働の位置」日本林学会九州支部講演集 21号、1967.
- 2) 濱川 清子：「婦人の仕事」（柳田國男編「山村生活の研究」昭13）P. 252.
- 3) 中尾 英俊：「村落構造」412頁（潮見俊隆編：「日本林業と山村社会」第3章第1節）. 1962.
- 4) 黒木 三郎：「家族構造」461頁（〃 〃 第2節）1962.
- 5) 瓜生恵美子・赤羽 武：「山村における家族構成の変化について」日本林学会九州支部講演集18号1964.

36. 福岡県八女郡下の三森林組合による素材の共同販売について

九州大学農学部 村瀬房之助

1. 森林組合の素材共販は、昭和30年以降急速な発展を遂げた産地原木市売市場によって、その展開の素地が提供されたとみられるが、すでに現在では産地原木市売市場とともに素材の流通機構を合理化、近代化する目的をもって、徐々にではあるが前進を続けていく。

組合共販は、構成する成員によってその形態が異なり、1つは県の連合会が主催するもの、すなわち系統共販、1つは単位組合で行なうもの、とに区分される。この通常的な区分に従えば、ここに取り上げた矢部村、黒木町、星野村の三森林組合による素材の共販はいささか特異な存在と認めることができる。

組合共販を考察するに当って、その分析方法としては二つの視点がみられる。1つは素材の流通機構の中で占める共販の役割の検討、また1つは組合の素材生産事業における、生産から販売に至る全過程の終結、として促えることができる。この報告ではとくに後者の立場から、三組合による素材共販について若干の考察を行ないたい。

2. 三組合における素材の共販体制は、(1)組合の林産事業の一環として展開される受託生産販売、(2)組合の買取生産販売、(3)組合が素材業者から委託された素

材の、いわゆる受託販売、を基にして構成される。矢部村、黒木町森林組合では(1)から(3)まで全部みられるが、星野村では(2)が存在しない。しかも受託生産販売が本格的になったのは、八女木材共販所が昭和36年に三組合共同で開設されてからで、それ以前は三組合とも買取生産販売が主であった。

この共販体制の主核を形成する受託生産販売量を、三地域における全素材生産の中に位置づけると次の通りである。昭和41年における矢部村地域の全素材生産量は約1万9千m³と推定されるが、同組合の生産量はその約7.6%にあたる1,458m³で、黒木町全城では約1万6千m³、そのうち組合は3,972m³で約24.8%を示している。星野村地域は全体で約2万m³、組合は約10.1%にあたる2,021m³に達する。組合生産を除いた部分は村内外の素材業者によって分担される。

組合段階で共販の推進を阻害する諸条件は次の事柄に重点が置かれる。(1)あと10年ほど経過しないと戦後造林した林分が伐期令に達しない。したがって現在では組合の素材生産も少ない。(2)受託生産販売は税務関係が明白となり、組合員にあまり歓迎されない。(3)組合業務の40~50%が本来町村役場でなさるべきもので、仕事量の上にその負担が加重される。(4)組合員は

組合だけでなく素材業者にも素材生産を委せるので、黒木町52人、星野村37人、矢部村15人の業者の存在は多すぎること等である。

3. 八女木材共販所は昭和36年8月に、三組合がいずれも400万円を出資して開設されたが、その共販所に対する三組合の素材出荷の傾向はおよそ次のようである。矢部村と黒木町森林組合は中・小山林所有者を主体にし、星野村は主に大山林所有者の出荷ということができる。ただし軒数では中小山林所有者の方が多い。

それを具体的にみれば、矢部村森林組合では昭和41、42年を通じて5~10haの山林所有者階層の出荷が最も多く、組合出荷量の約15%と35%を示している。黒木町は昭和40年に10~20ha階層が最大で約29.4%、同41年には5~10ha階層が最高の約26.7%の比率を占める。星野村では矢部、黒木とは対照的に昭和41において50ha以上の階層が約21%、翌42年も同じ階層が圧倒的に多く約40%にも達する。さらに三組合とも素材業者からの素材出荷がみられ、その出荷量は昭和42年に矢部村865.7m³（組合全体の32.2%）星野村920m³（29.3%）であり、黒木村は昭和41年に173m³（4.1%）、それに財産区からも118m³（2.7%）の出荷があった。また共販所へ直接出荷する業者もかなり存在する。

出荷者の手数料は売上価格に対して6%である。その内訳は共販所が2.5%、組合3.5%そのうち1%が集荷奨励金として組合員へ還元される。素材業者の場合も6%、実質的には1%が組合員へ同様に還元される。また出荷者は1m³当たりについて、120円の種積料と種積ごとに40円の二番札料（第2位入札者に交付）が徴収される。昭和42年の販売材積は矢部村森林組合3,164m³、黒木町6,041m³、星野村2,946m³、その他2,934m³、計15,085m³であった。

需要者については、145人の組合員を擁する買方組合があり、その80%を占める製材業者が販売材の100%近くを取得するといわれ、またそれらの購入材の60%は八女、筑後地方に集中する。

三組合の素材共販は、概略以上のような実態にあるが、共販所開設当初、その確実な維持を図るために規約によって三組合いずれも600石（166.8m³）の責任出荷が定められていた。しかし最近ではその規約も廃止されるに至り、そこに共販進展の軌道にのったことがうかがわれる。そして産地原本市場成立の意図と同じく、八女木材共販所でも、供給者である山林所有者の素材出荷と、製材業者を主とする需要者の素材購入を直接に結合させる合理的な機能を発揮している。

37. 竹 の 武 器・戦 争

宮 崎 大 学 重 松 義 則

1. 竹槍 槍（銛）は弓と共に歐州では既に旧石器時代の壁画に描かれ（B.C.15,000）日本には朝鮮を経て青銅銛が渡来し、鎌倉末期に特有の日本槍となり戦国時代に花形武器とせられ槍指南の家門輩出し、大阪役以後は概ね儀礼用となった。竹（木）製槍は金属槍（銛）以前の古代武器の一つであって孔子と弟子の子路との「南山竹問答」によれば中国でも当時、竹槍（矢）があったももようである（B.C. 551—479）。

百姓一揆の近世（徳川時代）における勃發数に、天明・天保・慶応の三大ピークがあったが、それにしても近代最大のものは明治6年6月の福岡県下の「竹槍騒動」であって参加人員実に30万に達し、熊本鎮台出兵で漸く鎮定したといわれる。一揆の発因は減税・世直し要求が主であったが、異例として千葉のコレラ患者隔離反対（明治6）・三河の僧侶寺院廃合反対（明6）・宮崎の石灰肥料禁止反対（明31）、別子銅山煙害反対（明27）、木曾山庄政反対（1769）などの百姓一揆

があつた。百姓一揆は別名竹槍一揆といわれるようになりその表徴として大抵の場合竹槍（薙旗も）を持出すのが常であった。しかしこの物騒な竹槍携行の実際は相手方に対して武器となすよりは、寧ろ要求貫徹のための威嚇を目的としたもので刺殺などは滅多に起らなかつたようである。なお竹槍は上記のデモ用の他に争議妥結に際し、槍先で契約書を取交わしたり訴状を竹槍に差し挟んで捧呈（佐倉宗吾・赤穂義士討入）するなどの嚴肅な特殊な作法にも使われた。それに因んでか、明治9年のこと政府が東海・関東一円の百姓一揆に腰附けで地租引下げが行われたが際「竹槍でちょいと突出す二分五厘」という諧謔の歌が流行した。明智光秀は山崎合戦に破れて単騎近江へ逃げる途中、栗栖農兵の竹槍で悲惨な最後を遂げた。太平洋戦争末期には婦女子に至るまで竹槍術を訓練し「竹槍精神」の新語ができ、また戦後でも吹田（昭27）最近の全学連・成田の諸事件にも依然として竹槍の登場が止まないのは甚